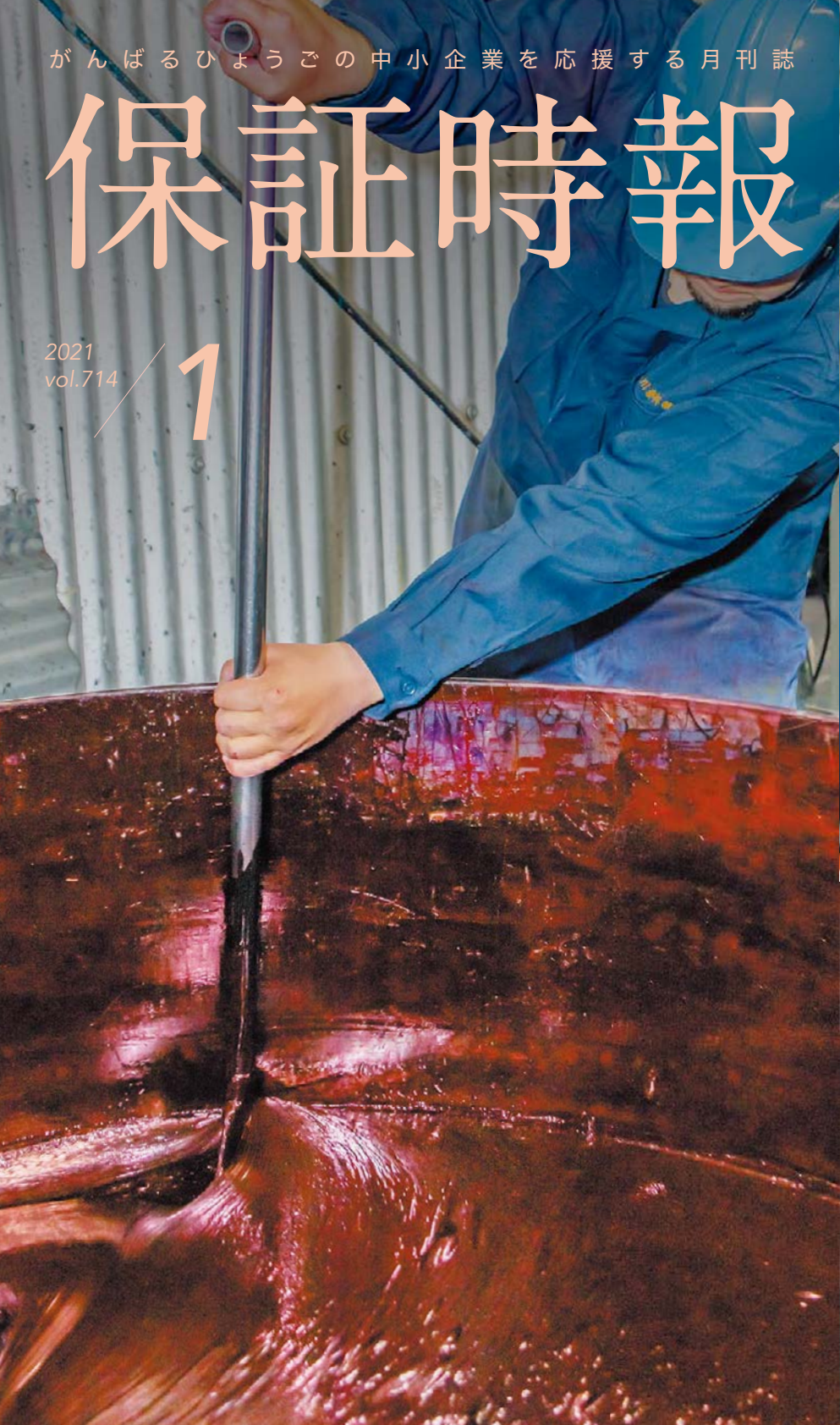


保証時報

2021
vol.714

1



今月の「輝くわがまちのものづくり企業」／猪名川顔料株式会社(川辺郡猪名川町) P6

CONTENTS

P.01 2021年 新年のごあいさつ

P.02 新型コロナウイルス感染症により
影響を受けている事業者の皆さまへ

P.03 信用保証協会ニュース

- ・事業承継を支援する保証制度を取扱いしています
- ・外部専門家派遣制度のご案内
- ・反社会的勢力排除の取組に対して、感謝状をいただきました

P.05 令和2年3月～11月の
新型コロナウイルス関連の保証承諾状況

P.06 輝くわがまち いまが旬

P.07 ひょうご TryAngle
株式会社ジャーニーゾーン

P.09 保証状況

信用保証協会は、中小企業みなさまが事業資金の融資を受けられる時に、
公的な立場でバックアップいたします。

「新型コロナウイルスに
関する経営相談窓口」
設置中



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN
www.hosyokyokai-hyogo.or.jp



LINEによる情報発信をしています!!
配信を希望される方は、左のQRコードを
お読み取りいただき、友だち登録をお願い
します。

二〇二一年 新年のごあいさつ

兵庫県信用保証協会

理事長 杉本 明文



年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には、輝かしい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

あわせまして、平素から当協会にご高配を頂戴しておりますことに、心よりお礼申し上げます。

昨年来のコロナ禍は、世界の社会経済全般に大きな影響を与え続けています。

長期にわたって経済活動の停滞をもたらすとともに、そのあり方にも変容を強いてきました。しかし、未だ先行きは見通せません。この多難な時代にあっても、中小企業・小規模事業者の皆様が、地域経済の担い手として、様々な工夫を試しながら事業の継続・発展に力を尽くされていることに、改めて敬意を表します。

私たち兵庫県信用保証協会は、この間、こうした皆様への資金繰り支援に、最優先かつ全力で、スピードを落とすことなく取り組むことを宣言し、無利子・無担保の制度融資を中心に、前年比で3倍を超える約6万件、1兆円の信用保証を提供してまいりました。新年におきましても、変わらずこの取り組みを推進いたします。同時に、売上減少や事業承継、人材不足など、多様な経営課題に直面している事業者はもとより、将来そうした課題の顕在化が懸念される皆様を含め、個々の事業者に寄り添い、関係機関とも連携して、様々な手法を活用しながら経営支援を積極的に展開してまいります。

今後とも、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念に基づき、当協会に期待される役割を果たしていくため、役職員が一丸となって誠心誠意業務を前進させてまいります。皆様の引き続きのご利用・ご支援をお願い申し上げます。

令和3年の干支「丑」は、勤勉・誠実を表す動物とされています。新年が、皆様にとりまして、さらなるご発展の礎の年になりますよう祈念申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型感染症」という。)により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、以下のとおり資金繰り支援を行っています。取扱期間の終了が近づいている保証制度がございますので、ご利用を検討されている方は、お早めにご相談ください。

利用期限がありますので、
お早めにご相談ください

1. 国の保証制度

新型感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、全国統一保証として、セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証が実施されています。セーフティネット保証4号は、令和3年3月1日まで、セーフティネット保証5号及び危機関連保証は、令和3年1月31日までが指定期間となっています。

① セーフティネット保証4号

指 定 地 域	全47都道府県	指 定 期 間	令和2年2月18日から令和3年3月1日
認 定 基 準	①指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っている方 ②新型感染症の拡大に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保 証 割 合	100%保証	保 証 料 率	年0.90%

② セーフティネット保証5号

指 定 業 種	原則全業種	指 定 期 間	令和2年5月1日から令和3年1月31日
認 定 基 準	・新型感染症の拡大に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる方		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保 証 割 合	80%保証	保 証 料 率	年0.80%

③ 危機関連保証

指 定 期 間	令和2年2月1日から令和3年1月31日		
認 定 基 準	①金融取引に支障を来している方で、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ②新型感染症の拡大に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証およびセーフティネット保証とは別枠)		
保 証 割 合	100%保証	保 証 料 率	年0.80%

2. 兵庫県中小企業融資制度

新型感染症の影響を受けている兵庫県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、以下のとおり兵庫県中小企業融資制度を取り扱っています。

また、現在、国の実施事業である「家賃支援給付金」について、給付までに時間を要するケースが発生していることから、同給付金の給付までのつなぎ資金に対応するため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資枠内に「家賃等つなぎ融資枠」を設定しました。

ご利用を検討される方は、各事務所・支所までお問い合わせください。

融 資 制 度 名	限 度 額	貸 付 利 率	保 証 期 間	対 象 者	取 扱 期 間
新型コロナウイルス感染症対応資金	4,000万円	当初 3年間0% ※1 (4年目以降0.70%)	10年 (据置5年)	セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の補助があります)	令和3年5月31日 融資実行分まで (令和3年3月31日までに申込受付が必要)
家賃等つなぎ融資枠	法人:600万円 個人事業主:300万円	年0.70%			
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	5,000万円	年0.70%	10年 (据置2年)	セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した方(借入当初の保証料全額補助を受けることが可能です)	令和3年3月31日 融資実行分まで
新型コロナウイルス対策貸付				最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方	
新型コロナウイルス危機対応貸付	2億8,000万円			最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している方(危機関連保証の認定が要件)	令和3年1月31日 融資実行分まで
借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)		金融機関所定	10年 (据置1年)	兵庫県融資制度等の借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方(売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同様)	令和3年3月31日 融資実行分まで
経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)	5,000万円			速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要。売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同様)	

※1 売上高等の減少要件があります。

※ 上記の各制度は概要です。詳細につきましては、当協会のホームページをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

信用保証協会ニュース

事業承継支援に係る保証制度や外部専門家派遣制度、反社会的勢力の排除に向けた取組をご紹介します。

事業承継を支援する保証制度を取扱いしています

経営者の高齢化や後継者不足の顕在化により、事業承継問題は喫緊の課題となっています。当協会では、事業承継問題に直面する事業者の皆さまに対し、事業承継を円滑に行うための保証制度を取扱いしています。概要は、以下のとおりですので、積極的にご活用ください。

■ 「事業承継特別保証制度」、「経営承継借換関連保証」

「事業承継特別保証制度」 「経営承継借換関連保証」 の特長

- ・事業承継の段階における法人の資金調達にあたり、**経営者保証を不要**とすることで、円滑な事業承継をサポート
- ・経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は**保証料率を大幅に軽減**
- ・経営者保証ありの既存借入金について借換可能（**本制度で経営者保証不要に**）

保証制度	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証
対 象 者	次の要件を満たす法人（対象者①又は対象者②） ・一定の財務要件を満たす ・法人・個人の分離がなされている ・返済緩和している借入金がない 対象者① （事業承継前）3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 対象者② （事業承継後）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、承継日から3年を経過していない法人	次の要件を満たす事業を営む事業承継前の会社 ・一定の財務要件を満たす（経済産業大臣の認定要） ・3年以内に事業承継を予定（経済産業大臣の認定要） ・法人・個人の分離がなされている ・返済緩和している借入金がない
対 象 資 金	対象者① ・運転資金、設備資金 ・個人保証が付されている既往借入金の借換資金 対象者② 事業承継前に借入れた個人保証が付されている既往借入金の借換資金	会社の現代表者の個人保証が付されている既往借入金の借換資金
保証限度額	2億8,000万円	
保証期間	10年（据置期間1年以内）	
保証料率	年0.45%～年1.90% ただし、経営者保証コーディネーター※1の確認を受けた方は、 年0.20%～年1.15%	
担 保	必要に応じて徴求	
保 証 人	不要	
借 換	本保証はプロパー融資※2（個人保証あり）の借換が可能	
別枠の対象	×	○
審査担当部署	各事務所、支所	経営支援室 創業・経営支援課

※1 ひょうご産業活性化センター内の兵庫県事業承継ネットワーク事務局に常駐する専門家で、事業承継に係る支援を行います。

※2 プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資です。

■ 事業承継・M&A保証「リレー」

事業承継・M&A保証 「リレー」の特長

- ・事業承継に係る多様な資金需要に対応し、円滑な事業承継をサポート
- ・保証料率を通常より**平均20%割引**
- ・保証期間が**最長20年**

対 象 者	対象者① 事業承継計画を策定している又は事業承継後の中小企業・小規模事業者 対象者② 被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 対象者③ 事業承継のために設立した持株会社（純粋持株会社、事業持株会社）		
対 象 資 金	対象者① ・事業用財産取得資金（申込人以外が所有する事業用財産） ・役員退職金支払資金 ・自己株式の取得資金（申込人以外が所有する自己株式）及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・被事業承継者の保証付き借入金の借換資金 ・事業譲渡に伴って必要となる事業資金 ・その他協会が認める事業承継に必要な資金 対象者② ・株式会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・有限会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の4分の3以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 対象者③ ・被後継者（現経営者）が保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金		
保証限度額	2億8,000万円	保証割合	80%保証
保証期間	20年（据置期間2年以内）	保証料率	年0.31%～年1.70%（ 平均20%割引 ）
担 保	必要に応じて徴求	保 証 人	原則として、法人の代表者を除き不要
審査担当部署	対象者① ：各事務所、支所 対象者②③ ：経営支援室 創業・経営支援課		

外部専門家派遣制度のご案内

～経営課題の解決に取り組む事業者の皆さまをサポートします～

経営課題に応じた
専門家を派遣

派遣回数は
最大8回

派遣費用は
無料



1. 外部専門家派遣制度とは

当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の皆さまに専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決を支援する事業です。

今期より、派遣する専門家に社会保険労務士を加え、幅広い経営課題に対応していきます。

2. ご利用の条件について

対象となる方	当協会のご利用(予定を含む)があり、経営課題の解決意欲がある方
派遣する専門家	中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士
派遣回数	最大8回(派遣対象となる方の経営状況等によって異なります。)
派遣費用	無料(当協会負担)

3. このような方にお勧めします

- コロナ禍で落ち込んだ売上を回復させたい
- 事業承継を円滑に進めるためのノウハウを知りたい
- 生産性の向上や経営改善を図り、事業を再構築したい
- 新事業の展開を考えており、アドバイスがほしい
- 人材育成や労務関係について相談したい

4. ご利用の流れ

1 専門家派遣のお申込み

お客様の申し出や金融機関からの紹介に基づき、当協会職員がお客様の事業所を訪問し、経営の悩みを直接お聞きします。その後、外部専門家派遣を希望される場合は、当協会へ申込書を提出いただけます。 ※ ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

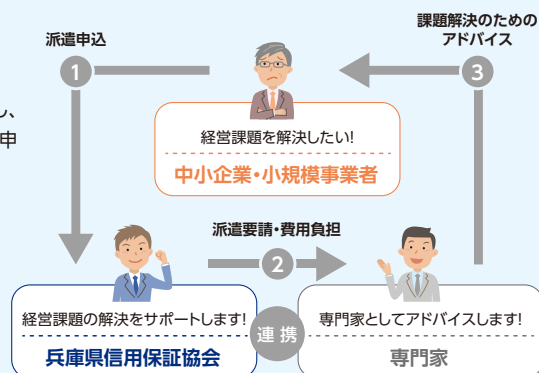
2 専門家の選定・派遣要請

お客様の経営課題に応じて、当協会でご専門家を選定し、派遣日程を調整いたします。

3 専門家派遣(最大8回)

最大8回まで無料で専門家派遣を利用することができます。

また、ご希望に応じて、提案書や経営診断書の作成、経営改善計画の策定支援を行います。



経営支援メニューに関するお問い合わせは、経営支援室または各事務所・支所にて承ります。

相談窓口一覧

- 本所 経営支援室
- 神戸事務所 調整相談一課、二課
- 阪神事務所 調整相談課
- 姫路事務所 調整相談課

☎ 078-393-3920
☎ 078-393-3915
☎ 06-6411-4156
☎ 079-289-3613

- 但馬支所 ☎ 0796-22-5171
- 淡路支所 ☎ 0799-22-4493
- 西脇支所 ☎ 0795-22-6775
- 加古川支所 ☎ 079-424-1105

反社会的勢力排除の取組に対して、感謝状をいただきました

当協会では、反社会的勢力の排除に向け、対応マニュアルの制定、情報収集及び収集情報のデータベース化など、徹底した対応を図っています。

11月26日、当協会の組織的な対応が評価され、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長の連名で感謝状をいただきました。

当協会は、今後も反社会的勢力等には毅然として立ち向かい、一切の排除に努めてまいります。



新型コロナウイルス感染症関連の保証承諾状況（令和2年3月～11月）

1. 制度別保証承諾状況

（単位：件、百万円、％）

		件数	構成比	金額	構成比
危機関連特例	県新型コロナウイルス感染症対応資金	20,580	34.6%	386,162	36.1%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付)	1,208	2.0%	41,030	3.8%
	危機関連保証	204	0.3%	7,349	0.7%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策危機対応貸付)	1,374	2.3%	52,721	4.9%
	その他危機関連特例	17	0.0%	250	0.0%
セーフティネット保証4号	県新型コロナウイルス感染症対応資金	18,983	31.9%	270,456	25.3%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付)	502	0.8%	15,610	1.5%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)	2,821	4.7%	55,288	5.2%
	県経営活性化資金(コロナウイルス対策)	505	0.8%	15,843	1.5%
	県借換資金借換等貸付(コロナウイルス対策)	93	0.2%	3,152	0.3%
	その他セーフティネット保証4号	379	0.6%	8,285	0.8%
セーフティネット保証5号	県新型コロナウイルス感染症対応資金	3,561	6.0%	60,591	5.7%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付)	267	0.4%	7,801	0.7%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)	320	0.5%	8,866	0.8%
	県経営活性化資金(コロナウイルス対策)	17	0.0%	472	0.0%
	県借換資金借換等貸付(コロナウイルス対策)	48	0.1%	1,570	0.1%
	その他セーフティネット保証5号	197	0.3%	6,596	0.6%
県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)		259	0.4%	3,588	0.3%
県経営活性化資金(コロナウイルス対策)		6	0.0%	110	0.0%
県借換資金借換等貸付(コロナウイルス対策)		15	0.0%	244	0.0%
その他コロナ関連保証		1	0.0%	7	0.0%
小計		51,357	86.4%	945,990	88.3%
全保証承諾		59,459	100.0%	1,071,008	100.0%

※ 構成比は、全保証承諾に対する構成比

2. 事務所別保証承諾状況

（単位：件、百万円、％）

	件数	構成比	金額	構成比
神戸事務所	16,265	27.4%	324,252	30.3%
阪神事務所	12,871	21.6%	238,563	22.3%
姫路事務所	10,270	17.3%	170,859	16.0%
但馬支所	1,828	3.1%	31,769	3.0%
淡路支所	2,541	4.3%	40,938	3.8%
西脇支所	3,501	5.9%	68,955	6.4%
加古川支所	4,081	6.9%	70,655	6.6%
小計	51,357	86.4%	945,990	88.3%
全保証承諾	59,459	100.0%	1,071,008	100.0%

※ 構成比は、全保証承諾に対する構成比

※ 経営支援室保証承諾分は神戸事務所分として計上

3. 業種別保証承諾状況

（単位：件、百万円、％）

	件数	構成比	金額	構成比
建設業	12,565	20.9%	232,099	21.6%
製造業	7,828	13.1%	163,693	15.3%
サービス業	6,311	10.7%	99,106	9.3%
卸売業	6,078	10.3%	147,178	13.8%
小売業	5,823	9.9%	97,572	9.2%
飲食店	4,276	7.4%	43,265	4.1%
医療、福祉業	2,988	5.1%	52,869	5.0%
不動産業	2,686	4.5%	51,435	4.8%
運送業	1,613	2.7%	42,338	4.0%
教育、学習支援業	545	0.9%	6,140	0.6%
その他	644	1.1%	10,296	1.0%
小計	51,357	86.4%	945,990	88.3%
全保証承諾	59,459	100.0%	1,071,008	100.0%

※ 構成比は、全保証承諾に対する構成比

令和2年3月から令和2年11月における当協会の保証承諾実績は、59,459件、1,071,008百万円となり、前年同期比では、件数が295.4%、金額が330.9%と大幅に増加しています。

全保証承諾に占める新型コロナウイルス感染症関連の保証承諾は、件数構成比が86.4%、金額構成比が88.3%となり、新型コロナウイルスに係る資金需要は、引き続き高水準の状況で推移しています。



猪名川町



約150年前、猪名川町、川西市、三田市など周辺地域の8カ所の名所を近江八景になぞらえて「多田八景」と名付けられたことをもとに、猪名川町内の名所をセレクトしたのが「いながわ名所八景」です。「大野山」は、同八景の一つに数えられている名所。標高は753mで、阪神地区で最も高い山とされています。山頂からは北摂の山々や六甲山系、丹波の山が見渡せ、ツツジやアジサイなど四季折々の花の名所でありながら冬の雪景色も魅力。平成31年4月1日、プロポーズに相応しいロマンチックなスポットとして「恋人の聖地」にも選ばれました。



猪名川町観光協会

〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
TEL.072-766-8707 / FAX.072-766-8902
<https://www.town.inagawa.lg.jp/kanko/index.html>

大野アルプスランド

「いながわ名所八景」のひとつ、大野山山頂で出会える絶景が人気。



阪神事務所
保証相談二課
末吉 健一

足をのばして



ぼたん鍋 (猪肉)

煮込めば煮込めほど柔らかくなり、旨みが増すことで知られている猪肉。ビタミン、カルシウムが豊富で肉食が禁じられていた江戸時代には「山鯨」と称して食されていた。



猪名川町立静思館

昭和7年に建てられた「旧富田邸」を蘇らせています。同邸は、江戸時代の豪農の屋敷を模して創られており、家具や道具が当時の趣を伝えます。茶室、和室は、文化活動にも活用しています。



多田銀銅山 悠久の館

平成27年10月、多田銀銅山遺跡が国史跡に指定されたことを機に開設された資料館です。同山にまつわる絵図や古文書、鉱石や鉱山道具などが展示されています。

輝くわがまちの ものづくり企業



猪名川顔料株式会社
代表取締役
住野 敦浩氏
猪名川町南田原北山3-1
☎072-766-0131

印刷会社が使用するインキのもとになる 顔料を製造しています。

昭和5年に祖父が創業し、終戦後、父が二代目に就任しました。その頃、祖父はすでに亡くなっていましたが、戦地から帰還した父が、祖父が遺していた顔料の製造方法を記した手帳と原料を発見し、家業を復活させたと聞いています。

私が三代目を継いだのは平成18年のことで、印刷の際、鮮やかな発色が必要な時に使用するインキのもとになる顔料の製造をはじめ、OEMでインキの製造も行っています。主な取引先は大手インキメーカーです。

現在、社員は19人。息子が事業承継をすることが決まっており、金融機関からは「最大の強みですね」と言っています。今後も、新製品の開発と販路開拓に取り組み、事業を盛り立てていきたいと考えています。



「猪名川は、水が綺麗で顔料製造に適しています。廃棄物の処理など、環境を守るためにすべきことに徹底的に取り組んでいます」
(住野代表取締役)

ひょうご
TryAngle

トライ・アングル

可能性にトライ
未来を見つめるアングル

神戸の日々の動きを発信する ハイパーローカルメディア 「神戸ジャーナル」が熱い!

株式会社ジャーニーゾーン

代表取締役 大橋 一馬 氏

情報機器や通信システムが発達し、あらゆる分野の広告や広報のあり方が様変わりして久しい。商品広告を例に挙げると、以前は企業が発信する情報に頼っていたが、今では「使ってみた」「類似商品と比べてみた」といったユーザーサイドの感想や体験情報を簡単に入手できる。このような流れのなか、地域情報のあり方も、さらに細かく、より地域に密着した内容が求められるようになるなど変革している。

株式会社ジャーニーゾーンは、大きな動向から小さな出来事まで、神戸市民向けに特化した情報を発信するハイパーローカルメディア「神戸ジャーナル」を運営している。代表を務めるのは大橋 一馬氏。大橋氏は、「私は大阪府枚方市の出身ですが、東京や大阪より住みやすく、神戸に来るたびにコンパクトで良い都市だなと思っていました。

その頃から地域情報を発信するブログが流行し始めていて、神戸でメディア事業を立ち上げたいと考えました」と、起業のきっかけを語る。

起業前、大橋氏は、東京のコンサルティング会社でシステム導入支援などを行っていた。ローカルメディアの流行という社会現象と、得意分野がシステム系だからといって、安定した仕事を辞して起業するのは発想が飛び過ぎているのでは？この疑問に大橋氏は「以前から、独立起業した立場から情報発信をしたいと考えていました。扱う内容はもちろんですが、資本の出所に左右されない中立の立場で情報を伝えるという意味です。“あるべきジャーナリズム”とでも言いましょうか。また、神戸は良い街ですが、メディアが少ないと思っていました。メディアが少ないのは、神戸の人にとって幸せなことではないと

思います」と語る。

神戸で暮らすことになった大橋氏は、2014年頃から「神戸ジャーナル」を立ち上げ、神戸の情報を発信し始めた。

神戸ジャーナルの立ち上げから約1年半が経った頃、大きな転機が訪れた。「神戸ルミナリエ」を取り上げた記事が注目されたのだ。「神戸ルミナリエ」の記事といえば、メディアは点灯式を取り上げる。だが大橋氏は「神戸ルミナリエの本当の意味を知ってほしい」として、「消灯式」をテーマに「神戸ルミナリエは、街のライトアップイベントではない。阪神・淡路大震災で亡くなった方の鎮魂の取り組み」と、神戸ルミナリエの本質を伝えた。この独自の視点が話題になり、閲覧者数が一気に伸びたのだ。

大橋氏は「神戸ルミナリエを取り上げるなら点灯式」というセオリーを楽々と覆したわけだが、この壁を飛び越えるには自ら立ち上げたメディアで、自らの責任で発信する決意が必要だ。大橋氏が「神戸ジャーナル」を立ち上げた意味がわかるエピソードだ。

また、「神戸を論じる場合、必ずといっていいほど『海、山、オシャレな街』という枕詞がついていて、このような表現を目にするたびに、発信する人たち自身が神戸はコンテンツで勝負できない街と捉えているのではないかと思います。こんな状況を改善したいと思うのは私だけでしょうか？ また、世の中にはメディアは数多くありますが、時に数字を追うあまり、読み手の怒りや不満を増長させるように表現していることも多く、論調が荒いこともあるようにと思います。個性やジャーナリズムを発揮できなくなったメディアは終わるのではないのでしょうか」と大橋氏。

この言葉を聞き、「神戸ジャーナル」のサイトを改めて読んでみた。



するとそこにはショップ情報だけでなく、神戸市の人材採用情報や公園整備など話題は多岐にわたっており、大橋氏が担当した記事は自身の意見でまとめられている。少しずつだが目指す姿に近づいているようだ。

また、神戸ジャーナルの中で最も特徴のあるコンテンツは「閉店情報」だという。オープン情報は巷に溢れているが、閉店情報を掲載するメディアはほとんどない。このコンテンツは大橋氏ならではの視点が活きており、アクセス数も群を抜いて良いという。また、オープン情報については「〇駅前に〇〇カフェができるみたい」という独特の言い回しがフックになり、つい読んでしまう。

「実は、この言い回しについては叱られることもあるのですが、SNSは即時性が魅力。事実を調べるまでは言い切れないので仕方ありません」。

コロナ禍による自粛期間中は、助成金や給付金情報をはじめ、感染に関する情報などを伝え続けたことで閲覧者数も増えた。そして今、一人で始めた「神戸ジャーナル」のスタッフは6人。情報は、毎日4～6本を基本に発信している。

「街情報やショップ情報を発信することが本来の目的ではなく、『伝えるべきことを伝える』。これを忘れないように神戸ジャーナルを動かしていきたい。そして、『社会問題を独自の視点で論じるジャーナリズム』を目指す。物事の本質を捉える力には自信がある。日々の仕事を通じて、私なりの視点を鍛えたいと思います」。

信用保証協会を利用して運転資金を確保しました。

起業の際は、神戸市産業振興財団の「神戸開業支援コンシェルジュ」を受講して、同財団が運営するインキュベーション施設で事務所を開設するなど何かと助けていただきました。融資の利用に関しては、令和元年10月、兵庫県融資制度「こうべ若者支援貸付」で運転資金を確保しました。事務所に关しては、スタッフが増えた今、インキュベーション施設を巣立つときがきたかなと思っています。



株式会社 ジャーニージーン

〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター5F
☎ 078-600-2912

11月の保証概況

(単位：件、百万円、%)

	当月中				当期中			
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
保証申込	3,735	178.3	62,918	180.1	57,714	322.5	1,067,122	372.5
保証承諾	3,443	169.3	54,803	161.7	55,504	313.5	995,733	352.0
保証債務残高	—	—	—	—	121,212	134.2	1,760,553	161.3
代位弁済(元利)	100	64.9	1,285	86.7	1,049	98.1	13,140	113.5

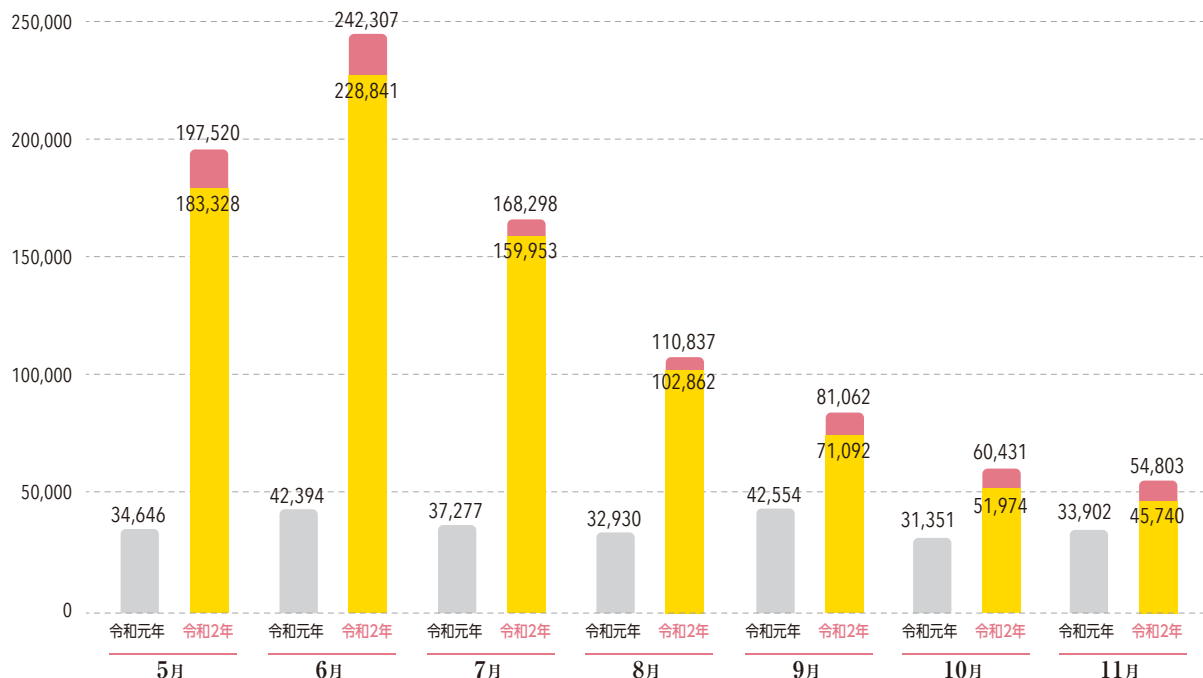
保証承諾

11月の保証承諾は3,443件(前年同月比169.3%)、54,803百万円(同161.7%)となり、前年同月と比べ、件数で1,409件、金額で20,901百万円上回った。

また、保証申込は3,735件(同178.3%)、62,918百万円(同180.1%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

保証承諾(前年比較)

■ 新型コロナウイルス関連の保証承諾 (単位：百万円)



資金使途別

11月の保証承諾のうち、運転資金は53,035百万円(前年同月比168.2%)、設備資金は670百万円(同103.8%)となり、前年同月と比べ、運転資金、設備資金ともに上回った。

業種別

11月の業種別保証承諾の状況は、飲食店1,748百万円(前年同月比204.3%)、製造業10,077百万円(同193.9%)、不動産業2,965百万円(同189.0%)、サービス業8,069百万円(同165.8%)、建設業15,151百万円(同163.4%)、卸売業8,606百万円(同159.5%)、小売業5,093百万円(同122.7%)、運送・倉庫業2,433百万円(同116.8%)等で前年同月を上回った。

金融機関群別

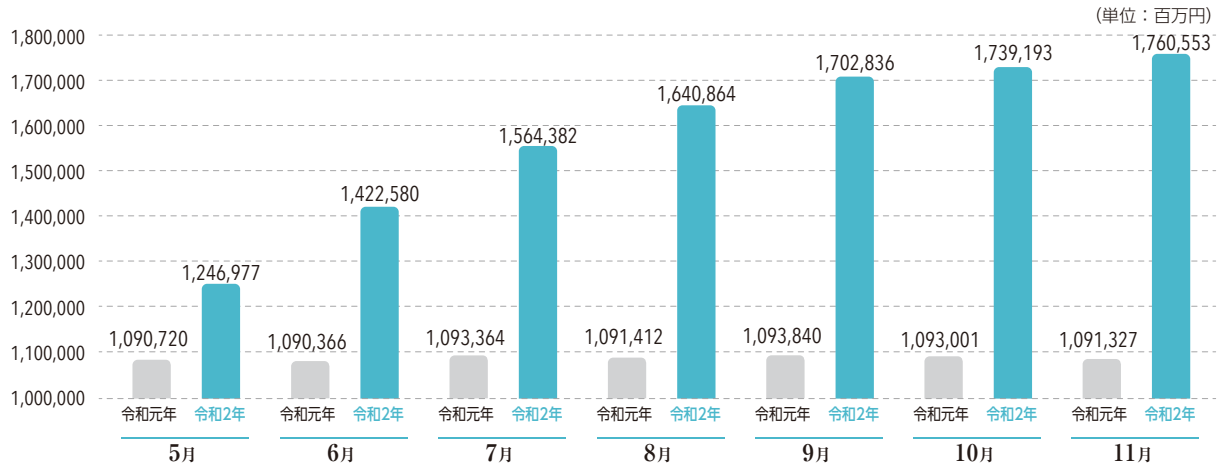
11月の金融機関群別保証承諾の状況は、地方銀行8,086百万円(前年同月比307.7%)、信用組合4,848百万円(同237.1%)、信用金庫33,618百万円(同147.9%)、第二地方銀行6,189百万円(同133.8%)、都市銀行2,031百万円(同112.7%)で前年同月を上回った。

2

保証債務残高

11月末の保証債務残高は、121,212件(前年同月比134.2%)、1,760,553百万円(同161.3%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

保証債務残高 (前年比較)



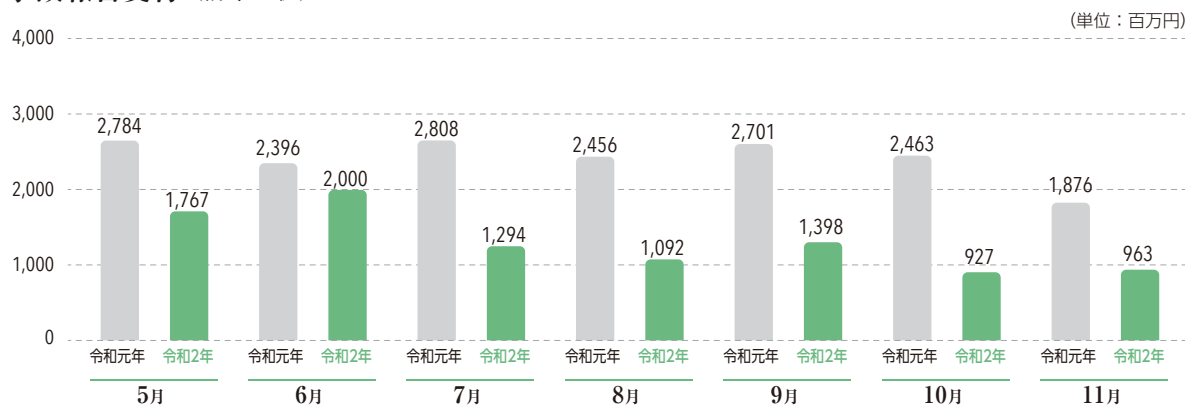
3

事故報告

11月の事故報告受付は、94件(前年同月比47.2%)、963百万円(同51.3%)となり、前年同月と比べ、件数は105件、金額は913百万円の減少となった。

事故報告残高については、11月末で413件(同47.0%)、4,086百万円(同41.6%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに下回った。

事故報告受付 (前年比較)

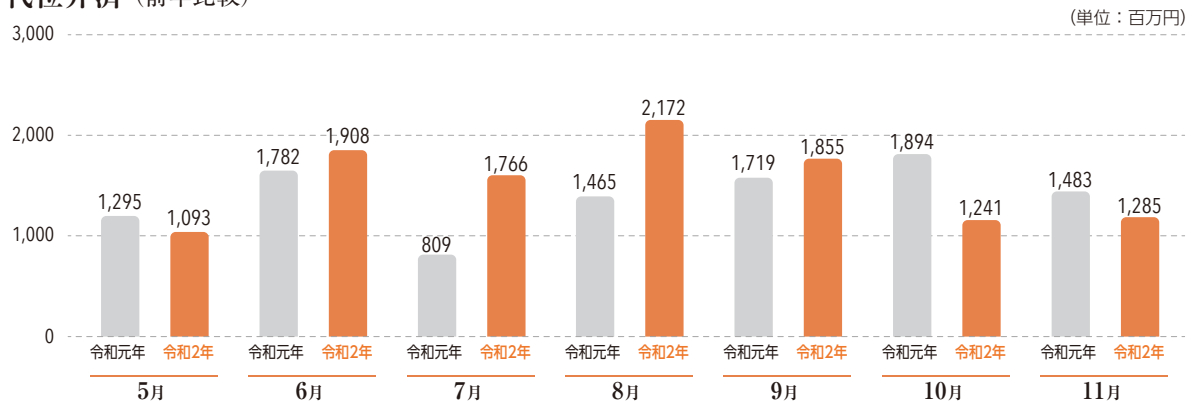


4

代位弁済(元利)

11月の代位弁済は、100件(前年同月比64.9%)、1,285百万円(同86.7%)となり、前年同月と比べ、件数は54件、金額は198百万円の減少となった。

代位弁済 (前年比較)



信用保証をご利用できる方

以下①～④のいずれにも該当している事業者の方が信用保証をご利用できます。

- ①資本金または従業員数のいずれかが、右表の企業基準に該当していること。
特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数(製造業等:300人以下、卸売業・サービス業:100人以下、小売業・飲食業:50人以下)が該当していること。
- ②個人の場合は、兵庫県内に住居、事務所または営業所を有し、事業を営んでいること。
法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有し、事業を営んでいること。
- ③許可等を必要とする事業の場合は、当該事業に係る許可等を申込人名義で受けていること。
- ④事業に必要とする運転資金または設備資金であること。

業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。
詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

業 種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※2	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

※1 建設業、運送業、不動産業、旅行業を含みます。

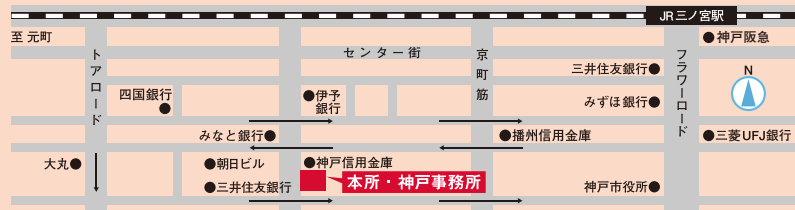
※2 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

国家戦略特区において商工業とともに農業を営む方も信用保証をご利用いただけます。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

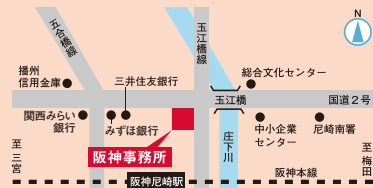
本 所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL 078-393-3900(代表)
[担当地域]神戸市、明石市、三木市



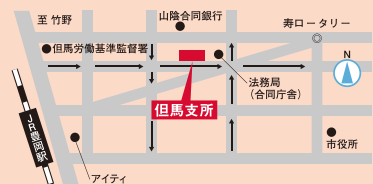
阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133(代表)
[担当地域]尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



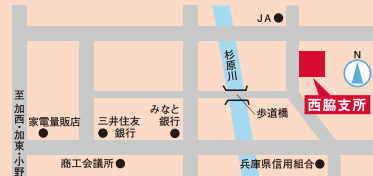
但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
[担当地域]豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775
[担当地域]西脇市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡



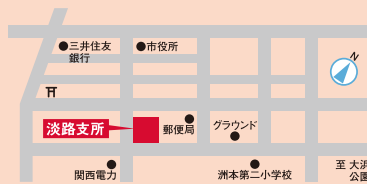
姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2
TEL 079-289-3611
[担当地域]姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



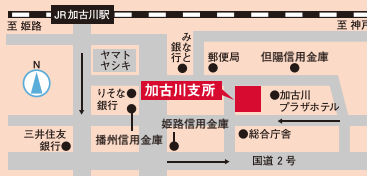
淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8
TEL 0799-22-4493
[担当地域]洲本市、南あわじ市、淡路市



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口788
TEL 079-424-1105
[担当地域]加古川市、高砂市、加古郡



お客様総合相談室(中小企業融資よろず相談窓口)

本 所	小 林 室 長	TEL 078-393-3905
	平 松 次 長	

本所・事務所・支所のお客様総合相談窓口

本 所 経営支援室	嶋 田 副 室 長	TEL 078-393-3920
神戸事務所	中 川 副 所 長 (保証相談一課、二課、三課)	TEL 078-393-3909
	米 谷 副 所 長 (調整相談一課、二課)	TEL 078-393-3915
阪神事務所	大 禮 副 所 長	TEL 06-6411-4133
姫路事務所	杉之原副所長	TEL 079-289-3611
但馬支所	宮 崎 次 長	TEL 0796-22-5171
淡路支所	赤 松 次 長	TEL 0799-22-4493
西脇支所	奥 田 次 長	TEL 0795-22-6775
加古川支所	戸 田 副 所 長	TEL 079-424-1105

代位弁済後のご返済等に関する お客様総合相談窓口

管 理 部	斎 藤 副 部 長 ※本所	TEL 078-393-3914
	宮 本 副 部 長 (管理相談一課、二課) ※本所	
	藤 岡 副 部 長 (管理相談三課) ※姫路事務所駐在	TEL 079-289-3615

(上記担当者が不在の場合は、代理の者が対応させていただきます)

女性企業家のみなさまへ

「女性企業家支援チーム」を設置しています。
ご相談のある方は経営支援室創業・経営支援課
(TEL 078-393-3920)までお申し出ください。

保証時報の送付について

ご希望の方に保証時報を毎月送付いたします
(送料は当協会が負担)。ご希望の方は総務企画部
企画調整課(TEL 078-393-3922)までお申し出
ください。